

特別支援教育

●特別支援教育(障害児教育)の主な歴史

1872(明治5)年	学制公布,「癡人学校アルベシ」と規定される
1878(明治11)年	京都府立盲啞院設立
1891(明治24)年	滝乃川学園創立(最初の知的障害者のための学校)
1901(明治34)年	石川倉次翻訳「日本訓盲点字」官報に掲載
1923(大正12)年	盲学校及聾啞学校令公布
1932(昭和7)年	東京市立光明学校創立(最初の肢体不自由者のための学校)
1940(昭和15)年	大阪市立思齊学校創立(最初の精神薄弱者のための学校)
1947(昭和22)年	盲・聾学校への就学義務制定(学校教育法)
1948(昭和23)年	盲・聾学校の義務制施行
1951(昭和26)年	児童憲章制定
1970(昭和45)年	心身障害者対策基本法公布
1979(昭和54)年	養護学校の義務制施行
1981(昭和56)年	国際障害者年
2007(平成19)年	盲学校,聾学校及び養護学校を「特別支援学校」とする

●我が国の特別支援教育(障害児教育)の発展

我が国の特殊教育制度は、1947(昭和22)年に制定された学校教育法において、盲学校、聾学校、養護学校(以下「盲・聾・養護学校」という)、特殊学級が明確に位置付けられ、1948(昭和23)年度から盲学校及び聾学校教育の義務制が開始され、1956(昭和31)年度には義務制が完成した。一方、養護学校についても着実に整備が図られ、1979(昭和54)年からは養護学校教育の義務制が実施された。また、同年、障害のため通学して教育を受けることが困難な盲・聾・養護学校小学部、中学部の児童生徒に対して、養護学校等の教員が家庭や医療機関等を訪問して教育を行う「訪問教育」が開始された。この養護学校教育の義務制と訪問教育の開始を境に、障害を理由とする就学猶予・免除者が減少している。その後、1993(平成5)年度には、通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒が通常の学級で教科等の授業を受けながら、特別の指導を特別の場で行う「通級による指導」が開始された。さらに、2000(平成12)年度からは養護学校等の高等部でも訪問教育が本格実施されることとなった。

●特別支援教育の目的

特別支援教育とは、従来の特殊教育が対象とした障害だけでなく、LD, ADHD, 高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。

中央教育審議会や各種検討会議の論議や試行を経て、学校教育法の一部が改正され、平成18年6月の衆議院本会議において「特別支援学校制度の創設」が可決成立した。平成19年4月1日から施行されている。

○学校教育法の一部改正関係(改正法第1条)

① 特別支援学校制度の創設

盲学校,聾学校及び養護学校を特別支援学校とした。

② 特別支援学校の目的

特別支援学校の目的として、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と規定した。

③ 特別支援学校の行う助言又は援助

特別支援学校においては、第72条の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとした。

④ 小学校等における教育上特別の支援を必要とする児童等に対する教育

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとした。(第81条第1項)

なお、「特殊学級」の名称を「特別支援学級」に変更するとともに、従前と同様、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、特別支援学級を設けることができることとした。

●近年の特別支援教育に関する動向

2006(平成18)年12月	<p>国連総会において障害者権利条約を採択</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定 例えば <ul style="list-style-type: none"> ◆障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定を含む)の禁止 ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進など <p>(教育分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供 など
2007(平成19)年4月	<p>特別支援教育の本格的実施(「特殊教育」から「特別支援教育」へ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盲・聾・養護学校から特別支援学校 ・特別支援学校のセンター的機能 ・小中学校等における特別支援教育など
2007(平成19)年9月 2011(平成23)年8月	<p>障害者権利条約署名</p> <p>障害者基本法改正(障害者権利条約対応)</p> <p>(教育分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善及び充実 ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重 ・交流及び共同学習の積極的推進など
2012(平成24)年7月	<p>「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」</p> <p>(中央教育審議会初等中等教育分科会報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学相談・就学先決定の在り方 ・合理的配慮、基礎的環境整備 ・多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進 ・教職員の専門性向上など
2013(平成25)年6月	<p>障害者差別解消法制定(施行日：一部を除き平成28年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務など
2013(平成25)年9月	<p>就学制度改正(学校教育法施行令改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「認定就学」制度の廃止、総合的判断(本人・保護者の意向を可能な限り尊重) ・柔軟な転学など
2014(平成26)年1月 2015(平成27)年2月 2015(平成27)年11月 2016(平成28)年4月	<p>障害者権利条約批准</p> <ul style="list-style-type: none"> 差別解消法に基づく政府としての基本方針の策定 差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の策定 障害者差別解消法施行

生徒指導

生徒指導の定義と意義

生徒指導は、学習指導と並び、学校教育の目的・目標を実現させるための二大機能の一つとして捉えられてきた。文部科学省により2010(平成22)年3月に発刊された『生徒指導提要』によれば、生徒指導は「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動」であり、「すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指して」行われるものである。

そして、同じく『生徒指導提要』では、生徒指導の意義について、「教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指す」ことにあるとしている。

なお、1981(昭和56)年に文部省が刊行した『生徒指導の手引(改定版)』(『生徒指導提要』の前身)では、生徒指導の意義について、「積極的にすべての生徒のそれぞれの人格のより良い発達を目指すとともに、学校生活が、生徒の一人一人にとっても、また学級や学年、更に学校全体といった様々な集団にとっても、有意義にかつ興味深く、充実したものになるようにすることを目指すところにある」とし、さらに以下の5つの観点を指摘している。

- ① 生徒指導は、個別のかつ発達の教育を基礎とするものである。
- ② 生徒指導は、一人一人の生徒の人格の価値を尊重し、個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や行動を高めようとするものである。
- ③ 生徒指導は、生徒の現在の生活に即しながら、具体的に、実際の活動として進められるべきである。
- ④ 生徒指導は、すべての生徒を対象とするものである。
- ⑤ 生徒指導は、統合的な活動である。

そのため、生徒指導は、学校の全教職員により、全教育活動を通じて取り組んでいくことが求められている。

教育相談

教育相談は、『中学校学習指導要領解説(特別活動編)』において、「一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言すること」と定義されている。また、『生徒指導提要』では、「児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るもの」と規定されている。『生徒指導の手引(改訂版)』においては、「一人一人の子供の教育上の諸問題について、本人又はその親、教師などに、その望ましい在り方について助言指導をすること」とされ、さらには「個人のもつ悩みや困難の解決を援助することによって、その生活によく適応させ、人格の成長への援助を図ろうとするもの」と定義されている。

教育相談は、生徒指導と重なるところが多く、目的を同じくするものでもある。その差異は、生徒指導は主に集団に焦点を当てたアプローチをとるが、教育相談では個別面接等の個に焦点を当てた方法をとる場合が多いことである。生徒指導も教育相談も、すべての児童生徒を対象に、すべての教職員が、あらゆる教育活動を通して、適時、適切に行うことが求められている。

▼教育相談の新たな手法

現在、教育相談の分野には、様々な理論や方法が取り入れられ、施行されている。以下に、その手法のいくつかを紹介する。

グループ エンカウンター	「エンカウンター」とは「出会う」という意味。グループ体験を通して、人間関係づくりや相互理解、協力して問題解決する力などが育成される。学級づくりや保護者会などに活用できる。
ピア・サポート 活動	「ピア」とは「同士」という意味。児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係をつくるためのプログラム。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」を一単位として、段階的に積み重ねる。
ソーシャルスキル トレーニング	様々な社会的スキルをトレーニングにより育てる手法。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「集団行動に参加する」などが目標となる。発達障害のある児童生徒の社会性獲得にも活用。
アサーション トレーニング	「主張訓練」と訳される。対人場面で自分の伝えたいことを伝えるためのトレーニング。「断る」「要求する」といった葛藤場面での自己表現や「ほめる」「感謝する」「うれしい気持ちを表す」「援助を申し出る」といった他者とのかかわりを円滑にする社会的行動の獲得を目指す。
アンガー マネジメント	自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法。「きれる」行動に対して「きれる前の身体感覚に焦点を当てる」「身体感覚を外在化しコントロールの対象とする」「感情のコントロールについて会話する」などの段階を踏んで怒りなどの否定的感情をコントロール可能な形に変える。呼吸法、動作法などを学ぶやり方もある。
ストレス マネジメント教育	様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法。始めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング(対処法)」を学習する。危機対応に活用。
ライフスキル トレーニング	自分の身体や心、命を守り、健康に生きるためのトレーニング。「セルフエスティーム(自尊心)の維持」「意思決定スキル」「自己主張コミュニケーション」「目標設定スキル」などの獲得を目指す。喫煙、飲酒、薬物、性などの課題に対処する方法である。
キャリア カウンセリング	職業生活に争点を当て、自己理解を図り、将来の生き方を考え、自分の目標に必要な力の育て方や、職業的目標の意味について明確になるようカウンセリング的方法でかかわる。

日や平日の活動は2時間以内にするなどが示された。また文化庁も「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月)を策定しており、平日の活動時間は長くとも2時間程度以内など示している。

□Society 5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

□ICT教育

教育におけるICT(情報通信技術)の活用を指す。ICT教育は、子供の主体的・協働的な学び(アクティブ・ラーニング)や、一人ひとりの子どもの能力・資質に応じた個別学習、子ども達がお互いに教え・学び合う協働学習の効果的なツールとして期待されている。また、ICT教育は、遠隔地や不登校児の教育機会の確保にも有用である。教育以外にもICTによる学校の環境整備は、教員の校務の負担軽減などで活用されている。

□デジタル教科書

現在の学習指導要領の実施を見据えてデジタル教科書を導入することができるよう、文科省は、平成30年通常国会に学校教育法等の一部を改正する法律案を提出し、5月25日に成立した。これにより2019年度よりデジタル教科書が使用できることになった。文部科学省は、デジタル教科書の効果的な活用推進のため「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」を公表し、その活用を推進している。

□プログラミング教育

2020年度より小学校でプログラミング教育が必修化された。文部科学省は、「小学校プログラミング教育の手引き」を策定し、同教育の基本的な考え方をわかりやすく解説している。また、文部科学省・総務省・経済産業省が連携して「未来の学びコンソーシアム」を立ち上げは、プログラミング教育のポータルサイトを設置した。そこでは教材情報や実施事例を公開している。



【1】次は、第3期教育振興基本計画(平成30年6月 閣議決定)「第1部 我が国における今後の教育政策の方向性 Ⅲ. 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項」の一部です。文章中の[①], [②]にあてはまる語句の組み合わせとして正しいものを、以下の1~4の中から1つ選びなさい。

○ さらに、人生100年時代においては、生涯の様々なステージに必要な能力を着実に身に付け、発揮することが一層重要となることから、[①]の充実を図ることが必要である。このように、幼児期から高齢期までの一貫した理念として、一人一人が、生涯にわたって必要な[②]を身に付け、他者と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、自らの可能性を最大限に伸長することのできる教育を実現する必要がある。

- 1 ① 生涯学習 ② 知識・技能

- 2 ① 生涯学習 ② 思考力・判断力・表現力等
3 ① リカレント教育 ② 知識・技能
4 ① リカレント教育 ② 思考力・判断力・表現力等

(2022年度)

【2】次は、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月)の一部です。文章中の[①]~[③]にあてはまる語句の組み合わせとして正しいものを、以下の1~4の中から1つ選びなさい。

これからの教育課程や学習指導要領等は、学校の[①]の下、子供たちの多様で質の高い学びを引き出すため、学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき[②]や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる「学びの地図」として、教科等や学校段階を越えて教育関係者間が共有したり、子供自身が学びの[③]を自覚する手掛かりを見いだしたり、家庭や地域、社会の関係者が幅広く活用したりできるものとなることが求められている。教育課程が、学校と社会や世界との接点となり、さらには、子供たちの成長を通じて現在と未来をつなぐ役割を果たしていくことが期待されているのである。

- 1 ① 試行錯誤 ② 知識・技能 ③ 意義
2 ① 試行錯誤 ② 資質・能力 ③ 目標
3 ① 創意工夫 ② 知識・技能 ③ 目標
4 ① 創意工夫 ② 資質・能力 ③ 意義

(2022年度)

【3】次は、「第3期教育振興基本計画」(平成30年6月 閣議決定)の一部です。文中の[①], [②]にあてはまる語句の組み合わせとして正しいものを、以下の1~4の中から1つ選びなさい。

地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである[①]制度を全ての公立学校において導入することを目指し、各地域における推進を担う人材の確保・育成等を通じて、[②]の導入の促進及び運営の充実を図る。

- 1 ① 地域学校協働本部 ② フリー・スクール
2 ① 地域学校協働本部 ② コミュニティ・スクール
3 ① 学校運営協議会 ② フリー・スクール
4 ① 学校運営協議会 ② コミュニティ・スクール

(2022年度)